

大分県報

平成二十九年
号外（六二）
五月二十六日

（金曜日）

目次

告示

大分県指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示の一部
改正.....一

○告示

大分県告示第三百二十七号

大分県の指定金融機関及び収納代理金融機関の取扱店舗及び取扱事務を定める告示（平成二十九年大分県告示第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年五月二十六日

大分県知事 広瀬 貞

第三条の表その二中

福岡貯金事務センター	次に掲げる公金の収納事務（自動払込みの方法により収納する事務に限る。）
	イ 県営住宅の家賃及び駐車場使用料
	ロ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
	ハ 心身障害者扶養共済制度加入者納付金

福岡貯金事務センター	次に掲げる公金の収納事務（自動払込みの方法により収納する事務に限る。）
	イ 県税
	ロ 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
	ハ 心身障害者扶養共済制度加入者納付金
	ニ 県営住宅の家賃及び駐車場使用料

を

に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。